二筆国有林）、一の一五（次の図に示す部分に限る。）、一の一六、東納庫字酉ノ山一の五七・一の五九（以上二筆国有林）、一の一四（次の図に示す部分に限る。）、二の三六、二の四〇、二の四一、字岩タケ四の二（次の図に示す部分に限る。）、五の二、字長尾一の一から一の五まで、二の二、二の三、二の七四、字岩クラ六の一、七の三、七の四、大名倉字後沢七の二一・七の二二（以上二筆国有林）、七の二、七の一九、一三の一、一三の二、字胡桃窪一六の一、一六の六、一七の五、田峯字東貝津二二の一、二二の二、字川入一の二七、一の四二、一の四三、一の四六、字仏供田一の一、七、七の一、八、九、一四、一九、二〇、二一の一、字鷹野二六の四三・二六の四六・二六の四七（以上三筆国有林）、二六の二、二六の一一、字尾中山七、八、長江字天堤二八の四・二八の五（以上二筆国有林）、九の三、九の四、九の八から九の一〇まで、九の一四、九の一五、九の一九、九の二〇、二八の二、二八の三、字御堂山六、七の三、七の六、字草木一の七（国有林）、一の五、一の八、一の九、字小入道一の二七、小松字中嶋一の七、一の八、一の一〇、一の一一、一の二八、二、三都橋字竹ノ下七七、七八、八六、田口字大崎一の一九・一の二〇（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成九年五月二十二日農林水産省告示第八百五十二号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年三月七日農林水産省告示第五百九十号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県英田郡西粟倉村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び西粟倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

○国土交通省告示第百三十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
鉾田市秋山字カナクソ六八〇番五から同市紅葉字灰原久保九五二番四五まで	前	最大 三二三	八、八二一
		最小 三五	
	後	最大 三一二	
		最小 二六	

○国土交通省告示第百三十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東関東自動車道水戸線

供用開始の区間　鉾田市秋山字カナクソ六八三番一から同市紅葉字灰原久保九五二番四五まで

供用開始の期日　平成三十年二月三日十五時